

寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(種別割____の報告)	(<u>軽自動車税</u> の報告)
第18条 条例第32条の規定による <u>種別割の報告</u> は、 <u>軽自動車税種別割報告書</u> (第18号様式)によらなければならない。	第18条 条例第32条の規定による <u>軽自動車税の報告</u> は、 <u>軽自動車税報告書</u> (第18号様式)によらなければならない。
(身体障害者に対する <u>種別割</u> の減免)	(身体障害者に対する <u>軽自動車税</u> の減免)
第19条 (略)	第19条 (略)
(精神障害者に対する <u>種別割</u> の減免)	(精神障害者に対する <u>軽自動車税</u> の減免)
第20条 (略)	第20条 (略)
(<u>種別割</u> の減免手続)	(<u>軽自動車税</u> の減免手続)
第21条 第19条及び前条による減免の申請書の提出は、 <u>軽自動車税(種別割)減免申請書</u> (第18号様式の2)によらなければならない。	第21条 第19条及び前条による減免の申請書の提出は、 <u>軽自動車税減免申請書</u> (第18号様式の2)によらなければならない。
2 (略)	2 (略)
別表(第23条関係)	別表(第23条関係)
様式の名称 様式番号	様式の名称 様式番号
(略) (略)	(略) (略)
<u>軽自動車税種別割納税通知書(自主納付用)</u> 第43号様式	<u>軽自動車税納税通知書(自主納付用)</u> 第43号様式
<u>軽自動車税種別割納税通知書(口座振替用)</u> 第44号様式	<u>軽自動車税納税通知書(口座振替用)</u> 第44号様式
(略) (略)	(略) (略)
<u>軽自動車税種別割納税証明書</u> 第46号様式	<u>軽自動車税納税証明書</u> 第46号様式
(略) (略)	(略) (略)
<u>第5号様式(第8条関係)</u>	<u>第5号様式(第8条関係)</u>

町税延滞金減免申請書

		年 月 日	
(宛先)寒川町長			
納税義務者		住 所	
氏 名		氏 名	
個人番号※(法人番号)		個人番号※(法人番号)	
次のとおり申請します。			
1 申請区分	☐ 免 除 ☐ 減 額		
2 申請する延滞金	町県民税(特徴) _____円 固定資産税(償却資産) _____円 市計画税 _____円 軽自動車税種別割 _____円 特別土地保有税 _____円 法人町民税 _____円		
3 理 由			
4 添付書類			

上記の申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。				起案 . . .				
課 長	副主幹等	主 任	公 印 使用承認	決裁 . . .				
				通知 . . .				
決定区分	☐ 免除する ☐ 減額する(%) ☐ 免除しない ☐ 減額しない							
決定内容	年度	期別	通知書 番 号	税 目	税 額	延滞金	減免する 額	減免後の 延滞金
決定理由								

※個人の町県民税のみの場合は、個人番号の記入は不要です。

第18号様式（第18条関係）

軽自動車税種別割報告書				年 月 日	
(宛先)寒川町長					
報告人				住 所	
氏 名又は 名 称				氏 名又は 名 称	
次のとおり報告します。					
売 主	住 所				
	氏 名又は 名 称				
買 主	住 所				
	氏 名又は 名 称				
買主の 勤務先	住 所				
	名 称				
所有権移転 通知の有無		☐ 有 (年 月 日) ☐ 無			
車両番号			車体番号		
種 別			排 気 量	CC	
車 名			登 録 年 月 日	年 月 日	

町税延滞金減免申請書

		年 月 日	
(宛先)寒川町長			
納税義務者		住 所	
氏 名		氏 名	
個人番号※(法人番号)		個人番号※(法人番号)	
次のとおり申請します。			
1 申請区分	☐ 免 除 ☐ 減 額		
2 申請する延滞金	町県民税(特徴) _____円 固定資産税(償却資産) _____円 市計画税 _____円 軽自動車税 _____円 特別土地保有税 _____円 法人町民税 _____円		
3 理 由			
4 添付書類			

上記の申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。				起案 . . .				
課 長	副主幹等	主 任	公 印 使用承認	決裁 . . .				
				通知 . . .				
決定区分	☐ 免除する ☐ 減額する(%) ☐ 免除しない ☐ 減額しない							
決定内容	年度	期別	通知書 番 号	税 目	税 額	延滞金	減免する 額	減免後の 延滞金
決定理由								

※個人の町県民税のみの場合は、個人番号の記入は不要です。

第18号様式（第18条関係）

軽自動車税報告書				年 月 日	
(宛先)寒川町長					
報告人				住 所	
氏 名又は 名 称				氏 名又は 名 称	
次のとおり報告します。					
売 主	住 所				
	氏 名又は 名 称				
買 主	住 所				
	氏 名又は 名 称				
買主の 勤務先	住 所				
	名 称				
所有権移転 通知の有無		☐ 有 (年 月 日) ☐ 無			
車両番号			車体番号		
種 別			排 気 量	CC	
車 名			登 録 年 月 日	年 月 日	

第18号様式の2（第21条関係）

年 月 日

宛先（提出先）： 神奈川県高座郡東川町長 様

軽自動車税（種別割）減免申請書

東川町町税条例第33条第2項の規定に基づき、下記の通り減免を申請します。

◆減免の申請者

納税義務者 (住所)	電話番号
氏名 (名称)	個人番号 (個人番号)

◆減免を申請する理由（減免申請の種類）

1. 身体障害者等 2. 公益専用車両 3. 福祉車両 4. その他

◆減免を受ける軽自動車等

車種 及び用途	車種番号 (標識番号)	型式	最高出力	登録 年月日	原動機 型式	形状	定置場	使用目的
------------	----------------	----	------	-----------	-----------	----	-----	------

◆身体障害者等に係る情報等

障害者 氏名	生年月日	手帳の種別	手帳の交付 年月日
障害者手帳 の番号	障害者の区分及 等級(程度)	障害者との 関係	

(備考)

提出書類

第18号様式の3（第21条関係）

年 月 日

様

神奈川県高座郡東川町長

減免決定通知書（身体障害者用・公益車両用）

下記のとおり、あなたの軽自動車税（種別割）の減免を決定したので通知します。

◆減免対象の納税義務者

住所 (所在地)	氏名 (名称)
-------------	------------

◆減免対象の車両

車種	車両番号 (標識番号)
----	----------------

◆減免の内容

通知書番号	課税年度		
減免対象区分	税額	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

この通知書について不備があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して書面請求をすることができます。税額の取消しの請求は、前記の書面請求に係る減免の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町長が税務の代表者となす。税額が変更となる場合があります。

なお、地方の取得し、前記の書面請求に対する減免を請求し、かつ、前記の通知書を受け取った日から起算して3か月以内に、町長が税務の代表者となす。税額が変更となる場合があります。

③その後の減免を請求しないことにつき正当な理由があるときは、減免を請求しなくても前記の減免の請求を請求することができます。

(備考)
減免備考

【お問い合わせ先】

第18号様式の2（第21条関係）

年 月 日

宛先（提出先）： 神奈川県高座郡東川町長 様

軽自動車税減免申請書

東川町町税条例第33条第2項の規定に基づき、下記の通り減免を申請します。

◆減免の申請者

納税義務者 (住所)	電話番号
氏名 (名称)	個人番号 (個人番号)

◆減免を申請する理由（減免申請の種類）

1. 身体障害者等 2. 公益専用車両 3. 福祉車両 4. その他

◆減免を受ける軽自動車等

車種 及び用途	車種番号 (標識番号)	型式	最高出力	登録 年月日	原動機 型式	形状	定置場	使用目的
------------	----------------	----	------	-----------	-----------	----	-----	------

◆身体障害者等に係る情報等

障害者 氏名	生年月日	手帳の種別	手帳の交付 年月日
障害者手帳 の番号	障害者の区分及 等級(程度)	障害者との 関係	

(備考)

提出書類

第18号様式の3（第21条関係）

年 月 日

様

神奈川県高座郡東川町長

減免決定通知書（身体障害者用・公益車両用）

下記のとおり、あなたの軽自動車税の減免を決定したので通知します。

◆減免対象の納税義務者

住所 (所在地)	氏名 (名称)
-------------	------------

◆減免対象の車両

車種	車両番号 (標識番号)
----	----------------

◆減免の内容

通知書番号	課税年度		
減免対象区分	税額	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

この通知書について不備があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して書面請求をすることができます。税額の取消しの請求は、前記の書面請求に係る減免の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町長が税務の代表者となす。税額が変更となる場合があります。

なお、地方の取得し、前記の書面請求に対する減免を請求し、かつ、前記の通知書を受け取った日から起算して3か月以内に、町長が税務の代表者となす。税額が変更となる場合があります。

③その後の減免を請求しないことにつき正当な理由があるときは、減免を請求しなくても前記の減免の請求を請求することができます。

(備考)
減免備考

【お問い合わせ先】

第43号様式（別表関係）

第43号様式（別表関係）

軽自動車税（特別別）納税通知書（別表関係）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

第44号様式（別表関係）

第44号様式（別表関係）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

軽自動車税種別割納税通知書（口座振替用）

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記載の口座より自動振替されますので、振替不能にならないようご注意ください。

納税義務者

年 度

振替対象台数

合計金額

金 額

口座振替

口座番号

口座名義人

納 期 限

振 替 日

通知書番号

車両番号(標識番号)

車 種

税 額

備考

軽自動車税（特別別）は2輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車、及び原動機付自転車に対し、4月1日現在に寒川町内に定住場を有する所有者に年額納税課税されます。4月1日に車を取得した場合は課税され、廃車、または譲渡した場合は課税されません。4月2日以後に取得した場合は、その年は課税されず、廃車又は譲渡した場合は年税額の全額が課税されます。なお、廃車又は譲渡の事実が生じた場合には50日以内に申告してください。

この通知に不備がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

その審査請求の請求に不備がある場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町長を被告として取消の取消しの訴えを提起することができます。

また、取消の訴えが認められず、審査請求に対する裁決が確定した場合、その訴えを提起できます。②審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、③処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、④その裁決を執行しないことにつき正当な理由があるとき、ただし、裁決の日から1年を経過した場合、取消の取消しの訴えを提起することはできません。

第45号様式（別表関係）

小型特殊自動車、一般原動機付自転車標識

100mm

170mm

○ 寒 川 町 ○

○ ○ ○ ○

備考 1 標識の地の塗色は、次による。

(1) 50cc以下の一般原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)にあつては、白

(2) 50ccを超え90cc以下の一般原動機付自転車にあつては、黄

(3) 90ccを超え125cc以下の一般原動機付自転車にあつては、桃

(4) 小型特殊自動車にあつては、緑

(5) ミニカーにあつては、薄青色

2 標識の文字の塗色は、次によること。

(1) 軽自動車税種別割が課される一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色

(2) 軽自動車税種別割が課されない一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

第43号様式（別表関係）

第43号様式（別表関係）

軽自動車税（特別別）納税通知書（別表関係）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

第44号様式（別表関係）

第44号様式（別表関係）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

納税者（別表）

納税額（別表）

納税期限（別表）

軽自動車税納税通知書（口座振替用）

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記載の口座より自動振替されますので、振替不能にならないようご注意ください。

納税義務者

年 度

振替対象台数

合計金額

金 額

口座振替

口座番号

口座名義人

納 期 限

振 替 日

通知書番号

車両番号(標識番号)

車 種

税 額

備考

軽自動車税（特別別）は2輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車、及び原動機付自転車に対し、4月1日現在に寒川町内に定住場を有する所有者に年額納税課税されます。4月1日に車を取得した場合は課税され、廃車、または譲渡した場合は課税されません。4月2日以後に取得した場合は、その年は課税されず、廃車又は譲渡した場合は年税額の全額が課税されます。なお、廃車又は譲渡の事実が生じた場合には50日以内に申告してください。

この通知に不備がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

その審査請求の請求に不備がある場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町長を被告として取消の取消しの訴えを提起することができます。

また、取消の訴えが認められず、審査請求に対する裁決が確定した場合、その訴えを提起できます。②審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、③処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、④その裁決を執行しないことにつき正当な理由があるとき、ただし、裁決の日から1年を経過した場合、取消の取消しの訴えを提起することはできません。

第45号様式（別表関係）

小型特殊自動車、一般原動機付自転車標識

100mm

170mm

○ 寒 川 町 ○

○ ○ ○ ○

備考 1 標識の地の塗色は、次による。

(1) 50cc以下の一般原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)にあつては、白

(2) 50ccを超え90cc以下の一般原動機付自転車にあつては、黄

(3) 90ccを超え125cc以下の一般原動機付自転車にあつては、桃

(4) 小型特殊自動車にあつては、緑

(5) ミニカーにあつては、薄青色

2 標識の文字の塗色は、次によること。

(1) 軽自動車税が課される一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色

(2) 軽自動車税が課されない一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

第46号様式（別表関係）

軽自動車税（種別割）納税証明書	
納税者	住所 (所在地) 氏名 (名称)
車 間 番 号	
納 税 年 月 日	
証明書の有効期限	
備 考	

上記のとおり間違いなく記載いたします。

年 月 日

神奈川県横浜市長

- （注）1 種別割において自動車税の額を算定するに当たっては、この証明書を提出して下さい。
2 納税が完了するまで、この証明書を提出しないままでは、自動車税の額を算定できません。
3 納税期限（毎月1日）後に納税の事実があった場合には、備考欄に変更後の納税額について記載する必要があります。
4 この証明書の有効期限は、この証明書の交付後、最期に到着する納税期限の前日まで記載されます。

第46号様式（別表関係）

軽自動車税納税証明書	
納税者	住所 (所在地) 氏名 (名称)
車 間 番 号	
納 税 年 月 日	
証明書の有効期限	
備 考	

上記のとおり間違いなく記載いたします。

年 月 日

神奈川県横浜市長

- （注）1 種別割において自動車税の額を算定するに当たっては、この証明書を提出して下さい。
2 納税が完了するまで、この証明書を提出しないままでは、自動車税の額を算定できません。
3 納税期限（毎月1日）後に納税の事実があった場合には、備考欄に変更後の納税額について記載する必要があります。
4 この証明書の有効期限は、この証明書の交付後、最期に到着する納税期限の前日まで記載されます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第5号様式、第18号様式から第18号様式の3まで、第43号様式から第45号様式まで及び第46号様式の規定は、令和8年度分の軽自動車税から適用し、令和7年度以前の年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。